

第四十三回国会 衆議院 災害対策特別委員会 第二十二号

昭和三十八年六月二十六日（水曜日）

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 稲葉 修君

理事秋山 利恭君 理事福家 俊一君

理事細田 吉藏君 理事角屋堅次郎君

理事佐野 憲治君

有田 喜一君 井村 重雄君

伊藤 五郎君 大野 市郎君

加藤常太郎君 川村善八郎君

倉成 正君 砂原 格君

谷垣 專一君 前田 義雄君

毛利 松平君 米山 恒治君

井手 以誠君 稻村 隆一君

五島 虎雄君 坂本 泰良君

田口 誠治君 高田 富之君

中村 英男君 稲富 稔人君

玉置 一徳君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 澄田 智君

（主計局次長）

大蔵事務官 相澤 英之君

（主計局法規課長）

農林政務次官 津島 文治君

農林事務官 松岡 亮君

（農林経済局長）

農林事務官 酒折 武弘君

（園芸局長）

運輸政務次官 大石 武一君

建設政務次官 松澤 雄藏君

建設事務官 平井 學君

（道路局長）

自治政務次官 藤田 義光君

委員外の出席者

大蔵事務官 宮崎 仁君
（主計官）
自治事務官
（財政局財政課長） 茨木 広君

六月二十六日

委員網島正興君、内藤隆君、島本虎三君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として伊藤五郎君、川村善八郎君、井手以誠君及び稲富稔人君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員伊藤五郎君、川村善八郎君、井手以誠君及び稲富稔人君辞任につき、その補欠として網島正興君、内藤隆君、島本虎三君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十六日

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案（内閣提出第一八四号）は本委員会に付託された。

同日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（稲村隆一君外十三名提出、衆法第四五号）は撤回された。

本日の会議に付した案件

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七九号）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八二号）

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案（内閣提出第一八四号）

○稲葉委員長 これより会議を開きます。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案、及び天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

○谷垣委員 議題のほつております天災融資法の一部改正につきまして、三御質問いたしたいと思います。

今度の改正によりまして永年作物が入りましたことは、むしろ従来当然入っておらなければならなかったものが今度新しく入ったというふうに私は考えるわけでありまして、しかし、この永年作物を入れました場合においては、従来の一年作物を中心にしていろいろな考え方はかなり変わった考え方をしなければ、これの応対がむずかしいだろう、こういうふうに

考えるわけでございます。たとえば、この本文にありますように、被害時における価額の三割というように、被害時の価格という表現がとってあります。

ところが、これは永年作物でありますから、一体被害時における価格の算定というものをどういうふうにしてやっていくか、これは果樹であろうと茶樹であろうとかなりむずかしい問題がありますし、また、現地の農家の側と、これを一応認定いたします市町村長の側と、あるいは農林省その他の政府筋のこれに対する算定と、その間に基準

がなくてかなり懸隔があることが予想されるわけでありまして、この点につきまして、農林省といたしましては、どのような対策、どういう考え方をもちてこれに対処せられますか、お聞かせ願いたいと思います。

○松岡（亮）政府委員 ただいまの御質問は、今回の改正によりまして永年性作物の樹体の損傷をどう評価するかという問題であります。今回の改正は、果樹が被害を受けた場合の補改植につきましては別に融資の道はありますし、収穫物の被害に対しましては天災融資法が適用になります。樹体の損傷、枝折れとか、そういう損傷に対しては従来何らの融資措置がなかったというところを補うためでありまして、その樹体の損傷の損害をどう評価するかということが、実は行政上きわめてむずかしい問題であるのでございまして、そのために、その評価方法をいかにするかということで今日までい

ろい苦心してまいりましたわけですが、さしあたりあまり厳密なこととはできないのでございまして、大体におきまして、被害統計をつくる場合のやり方と、それから現実金に貸し付けする場合市町村長がどういうふう認定をするか、この二つのやり方につきまして評価基準を考えたわけでございます。そのやり方は、統計のほうとしましては、実は現在、農家経済調査をやりましたときに、固定資産の評価基準というのをつくっております。

これは地域別にできておるわけですが、その育成価、被害時までに金をかけて育成した樹体の価値、それを評価する基準をつくってございまして、それを適用いたしまして、それに対して損害の程度を、落葉を伴う樹体の損傷と、落葉のみの損傷とに分けて、それぞれ基準はなはだしい、中——中程度、軽——軽微の三区

分をいたしまして、技術的には、落葉の程度等を目で見て全体の何割落葉しているかということから評価をするようにいたしたい。それで、甚の場合は八五％の損害がある、それから中の場合は五〇％の損害がある、軽の場合は一五％、きめこまかくやるのが現在の段階におきましてはなかなかできませんので、そういう三区分を使って評価をしてまいりたい、こう考えておるのであります。

それから市町村長の認定の方法であります。もちろん、これは統計の場合も樹齢別の面積がわかっておれば、

よりきめのこまかい方法がとれるわけ
でございますが、市町村長の場合は、
現実特定の農家の損害を評価するの
でございまして、それはやはり固定
資産評価基準の樹種別、地域別、樹齡
別の育成価、またはその成木の現在価
値を使いまして、それに対して損
失額は樹間容積、つまり、枝に葉を加
えた、茂った全体の容積を見まして、
それにさらに基、中、軽、三つの区分
を適用して、その基、中、軽はやはり
八五、五〇、一五、こういう区分をい
たしまして、具体的に認定してまい
る、こういうようにいたしたいと思え
ております。

○谷垣委員 いまのお話でも実際問題
でやっています場合にはかなりむず
かしい問題が起きて、地元の評価ある
いは役所側の評価との間に差が起る
可能性が大きいと思うのであります
が、永年作物をこういうものの中に入
れば、当然その問題は起きてくるこ
とでありますので、今後永年作物にお
きますそのような被害の算定等につい
て、ひとつ農林省当局も施設を進めら
れて経験を積まれるということをしてこ
際特に御要望したいと思ひます。
それから永年作物でありますから、
当然にこの被害が長く続く、完全に回
復いたしますまでにある程度の年数が
かかる、その算定もおそらくこれはき
わめてまたむずかしい分野に入ると思
うのであります。したがって、その問
題は、従来の一年作物におきます融資
額の限度、普通十五万円ということに
なっておりますが、あるいは償還期限
の問題というような問題について、今
度の改正には触れておられないよう
でありますけれども、永年作物である

いう特質をつかまえて議論を進めてま
いりますと、当然に融資額を一般の一
年作物よりも違えた、具体的に言え
ば、もっと融資額そのものを広げてい
く、あるいは償還期限ももっと延ばし
ていく必要が、永年作物としての性格
上から当然出てくると思うのでありま
す。これは今度の場合おそろくその点
についての顧慮を払われたのでありま
すけれども、現実の改正案として
は出ていない。その点について今後検
討を進めてもらいたいと思うのであり
ますが、御当局の考え方はどうでござ
いましょうか。

○松岡(亮)政府委員 ただいまの御質
問にお答えする前に、先ほど申し上げ
ました市町村長の認定方法につきま
して、基、中、軽の区分を使うと申し
ましたが、市町村長の場合は、具体的
な樹間容積で損傷率を出していく、こ
ういうことでございます。

それからただいまの御質問は、貸し
付けの限度を、将来出てくるべき被害
と申しますか、そういうものを考慮し
てもっと限度を上げるべきではない
か、あるいは償還期限をもう少し延ば
すべきではないか、こういうお尋ねで
ございますが、これにつきましては農
林省といたしましていろいろと検討
いたしたわけでございますが、さしあ
たり今回の豪雪被害の場合におきま
しては、すべて激甚災の指定がござい
まして、限度は五十万円まで借りられ
る、償還期限も長くなる。こういうこ
とでもございまして、今回の改正は
とりあえずその点には触れず、実際
問題としては解決されておりますの
で、改正案には盛り込んでおるので
ございます。

○谷垣委員 もちろん、今度の災害が
激甚災の適用を受ける、融資額、償還
期限等がその特例を受けるということ
はよく承知しておりますが、天災融資
法自体、本法に永年作物を取り入れた
限りは、やはりその問題は考えをは
きりさしておく必要がある。今度の災
害については、確かに御指摘のとおり
のさばりができていると思いますが、法
律のたてまえから言うと、永年作物を
取り入れた以上、やはりそれにふさわ
しい体制に改正すべきである。この改
正案に間に合いませんし、合ったところ
でこの冬の寒波による被害には直接関
係はないのですから、追及はいたしま
せんけれども、しかし法律のたてま
えから言えば、やっぱりそういうこと
になると思う。したがって、今後何か
の機会にその点についての改正を意
図することを私は考えていただく必要
があると思ひますが、その点について
の考えを伺いたい。

○松岡(亮)政府委員 御指摘の問題に
つきましては、今後十分検討をいたし
まして、何らかの結論を得たいと思
っております。

○谷垣委員 今度の改正案の中で、果
樹、茶樹、桑樹等の栽培面積の問題を
政令で指定することになっておるわけ
ですが、これは具体的にはどうお考え
になりますか。その災害のつど、いわ
ば、こういうことでどれだけの面積以
上というふうにされるのか。おそら
く、そういうことでなくて、一本で
ずっと長く続くものとしての政令を
考へておられると思ひますが、そう
であるとするならば、これはどの程
度のことをお考へになっておるか。

○松岡(亮)政府委員 これは大体が本
来の樹園の被害を対象として融資を
する。庭先等にちよこちよこ植わつて
いる果樹等までも対象にするのは少し
問題があるということから、こういう
政令による面積を設けてやるという趣
旨でございまして、一般的に五畝以
上くらいということをお政令で定め
たい、こう考へております。

○谷垣委員 これも今度の改正にはな
いわけでありまして、あるいは一般問
題に触れる問題かと思うのでありま
すが、通常の被害農家に対します融資
の利率が六分五厘ということになって
おるわけでありまして、被害の大きい農家
に対しては三分五厘、そこで、この六
分五厘という金利が――最近のように
構造改善事業その他における農村金融
の金利が下がってきておる、ああい
う状況を片一方農家としては見ておる
わけでありまして、したがって、特に
永年性の作物の場合、なるほど果樹等
はかなり収入の多いものではありま
すけれども、永年性作物のような長く
続くと必要のあるものというになり
ますと、ことに被害を受けたというよ
うな場合、どうも六分五厘という利率
自体が高いという感じを免れないと思
ひます。今度の法律は、そこまで手を
触れずとおそろく全般に響くことで
ございまして、改正にないわけであり
ましよう。これは一般の災害の場合で
も触れるわけでありまして、果樹、
茶樹等の問題においても、単に償
還期限の問題だけでなく、利息問題、
利率問題があるように思ひますが、こ
の六分五厘というものを何らかの形
で検討する意思ありやなしや。これは
全般的災害の問題になりますし、また
今度の長雨のようなことで特殊な例外

を認める考へ方も出てきておるわけ
でありますけれども、これは天災融資
法の基本的な問題になるわけですが、
その点について農林省のほうはどう
考へておられるか。あるいはこれは
政務次官からお答え願ひたいと思
ひます。

○松岡(亮)政府委員 今回の改正規定
によりまして、樹体の損傷に対して
も三分五厘の適用ができるわけであ
ります。百分の五十以上の樹体の損
傷率になっておる場合には、特別被害
者として、三分五厘の低利資金を付
加するわけでございます。

そこで、天災融資法全体として普通
被害の場合の六分五厘を下げるかど
うかという問題でございまして、三
分五厘の資金というものは相当多く
出ております。大体の災害におきま
しても六分五厘というものは、これは
もちろん三割以上の被害ではござい
ませんが、実際の農家の受けた打撃が
比較的にその総収入に対して軽微な
場合で、そういうことから考へまして
、六分五厘自体も、現在の日本の金
利からいいますと相当な低利でござ
います。また一方におきましては、自
作農維持資金のほうの貸し出しが災
害に対して五分で行なわれておられ
まして、それから六分五厘とか六分
、そういう貸し出しが行なわれてお
る、それから実際に災害の場合に補
助その他の対策をとっておる、それら
全体をにらみ合わせて検討を要する
と思ひますが、いまのところ、六分
五厘というものが高過ぎるというこ
とは、私どもはちょっとまだそこま
では申し

上げかねるのでございます。

○谷垣委員 永年作物、ことに果樹、お茶というようなのは、一種の固定資本というか、固定施設というような意味合いでもこれは考えられなければならない問題だと思ふ。したがって、永年作物をこういう天災融資の対象にする以上、ものの考え方というものはかなり変えていく必要がありはしないか。融資の額もそうでありまして、期限もそうでありまして、また、災害一般の問題もやはり考えていく必要があるように思ふ。しかし、これはここでいま高過ぎるという議論を皆さんから求めようとしても、それは無理だと思ふ。融資額あるいは償還期限の問題、あるいは利率の問題、要するに、永年作物をこの天災融資法の対象にした限りにおいては、今度の改正はいわばごく臨時的な、とりあえずのものという感じが私は非常に強いと思ふ。永年作物を入れた以上、何かの機会、近い機会においてもう少し永年作物に対する対策としてのきめこまかい考え方を具体的に法律にあらわすようにしていただきたいと思ふ。これは要望でございますのであれですが、政務次官からひとつお考えを承りたいと思ふ。

○津島政府委員 申し上げるまでもなく、このたびの永年作物に対するこの法案というものは、ある意味からいきますと、私は、非常に前進をした、思ひやりのある法案である、かように考へるのであります。しかしながら、先ほど来谷垣先生のお述べのように、まだこの法案に對しましては至らぬ点、熟していない点、そういうもの

がたうさんあると思ふ。全くお話のごとく、とりあえずの法案であるというふうにも考えられるのであります。が、だんだん今後お話の線に沿ひまして完すべきものをつくつてまいる必要があるかと思ふのであります。

それから先ほど金利のお話が出ましたが、金利は御承知のとおり全般的にもちろん下がる傾向にあるのであります。したがういまして、ことに農業におきましては、今後やはり全般的に金利を低くするという方向に相当力を入れて進まなければならぬと私は思ふのであります。御承知のとおり、農業構造改善におきましても三分五厘という安い金利がだんだんできてまいりますので、六分あるいは六分五厘、こういうもののはやはり高いのだということ、が一般の考え方になってまいつたようでございます。したがういまして、この金利の面につきましては、ほんとうに農業それ自体を考えますと、よほど今後あらゆる面で保護を厚くしてまいらなければならぬ産業でございますので、この面につきましても思ひ切つて低金利の政策を進めるべきである、私はかように考える次第でございます。

○稲富委員 稲富稜人君。

○稲富委員 ただいま谷垣委員から質問のありました点で、重複しない点だけを三点点だけお尋ねしたいと思ふ。

最初に、今回の天災融資法による果樹のことでお伺ひしたいと思ふ。

御承知のように、天災融資法は農業災害補償と最も関連のある法律でございますが、常に叫ばれておる果樹共済、この問題は、非常に要請されながらも実現困難になっておるのでござい

ますが、今回天災融資法を適用されるという段階において、果樹共済に對しても将来これを考えるというような政府の御意思があるかどうか、この点を承つておきたいと思ふのです。

○松岡(亮)政府委員 これにつきましては、すでに数年果樹の被害の実態等の調査を進めてまいりまして、今年度から実際に四つの方式を設定いたしまして、それを具体的に全国の主要なものの産地に適用して試験を始めておるのであります。その試験はかなり綿密な考え方に基づくものでございすが、何しろ保険の方式をとるわけでございますから、保険の対象として適格であり、また保険として運営できるかどうかということを実際に確認する必要があると思いますので、この試験的調査の結果を見まして、できるだけ早い機会に制度化の結論を出したいと考えておる次第でございます。

○稲富委員 次にお尋ねしたいのは、この天災融資法の、果樹、茶樹または桑樹ということになっているのであります。が、これは収穫期における果樹というものを対象にしてあるのか、あるいはまた、収穫に至らない果樹——というのは、いわゆる幼樹であります。が、これが被害をこうむつた場合はやはりこの対象になるのであります。かあるいはまた、果樹の種苗、こういうものもその対象に考えられるのであるか、その点この機会に明確にしたいと思ふ。

○松岡(亮)政府委員 前段のほうのいわゆる未成木は、今回の改正によりまして融資の対象として考えておるわけでありすが、種苗のほうは、今回の対象としては樹体損傷としては考えな

い、こういうことでございす。

○稲富委員 最後にもう一点。この融資は二種類ありますが、先刻、六分五厘は、一般の融資から言うならば低利だといふような御意見があったのであります。が、現在の農業経済の伸長度合から他の産業と比較しました場合に、こういう被害に對する六分五厘の金利というものは、決して私は安いということは言えないと思ふのであります。これに對しましても、われわれはやはり災害における金利というものを、もっと安くする必要があるのではないかと、いうことを考えているのであります。が、天災融資法におきましても六分五厘以内ということがあり、今回の場合もはつきり三分五厘以内ということになつておるのであります。が、以内という文句を使つてゐる以上は、六分五厘以内であるならば、その災害の状態に應じて金利を下げてよいという解釈になると思ふのであります。が、いまだかつて六分五厘以内というものを六分五厘よりも安くしたことを知らないし、三分五厘以内、この条文にはつきりしながらも、三分五厘よりも安かつた例を見ないのでございす。その点から、以内という字句を挿入してある以上は、災害の度合いによつて、あるいは二分五厘であるとか、四分であるとか、こういうような適用をすること、がこの法律にはつきりうたつてある理由であると思ふますが、どういふ解釈をされておるのであります。

○松岡(亮)政府委員 確かに六分五厘以内と定めてございすので、行政的に、六分五厘以内、たとえば六分とか五分とかいうことは論理上はできるわけでございます。でございすが、こ

の場合、六分五厘以内で貸し付けることを条件として出すわけでございます。が、末端で、たとえば農協なりあるいは市町村自体が利子補給をして六分五厘以内で貸し付けることは、これは實際行なわれても差しつかえない、こういうことでございす。しかし、實際にそれならばどういふ災害にこれは六分五厘で貸す、これは五分五厘で貸すということを前提としてそのつど定めるといふことではなかなか容易ではございせんので、従来一貫して普通災害に對しては六分五厘、特別の被害に對しては三分五厘という運営をしてまいつておるわけでございます。そういうことでございまして、六分五厘が高い高くないということは、これは議論のわかれるところでございます。が、いまのところわれわれの實際に運用しております実感といたしまして、とにかく三分五厘という非常に低利の金を相当貸し付けてまいつておるわけでございます。それらを考えあわせまして、普通の被害、これは農業の収入面からいつてはきつめて軽い場合でございすが、そういう場合の六分五厘というものは必ずしも高くない、こういうやうに感じておるのであります。

○稲富委員 金利の六分五厘が高いとか安いとかいうことは別にいたしまして、それでは最後に、以内ということに限定をしてお尋ねをしたいと思ふ。少なくとも政府が立法措置をして三分五厘以内という限定をする以上は、やはり天災の度合いによつては三分五厘以内あるいはゼロであつてもいいわけで、そういう農家負担をできるだけ少なくするという親心であると考へなくてははいけないと私は思ふのであ

ります。そのために、三分五厘以内という、こういう文句が挿入してあると思うのであります。三分五厘という文句を挿入してありながらも三分五厘しか使用しないということならば、以内という文句を省いたほうがいいと私は思うのです。その点、国がこの立法措置をやるわけで、国が立法措置をやつて、天災に対しては親心をもつて救済策を講ずるのだというならば、しかもそういう趣旨からいって三分五厘以内という文句が挿入してある以上は、その災害の度合によつてこれを適用することを十分指導し、そういう方針でいくということがこの法の精神でなくてはならないと思うのですが、この点を明快にしていきたいと思います。

○松岡(亮)政府委員 これは天災融資法第二条の四項三号の規定で、経営資金とは、年三分五厘以内、それから年六分五厘以内のものである、こういう定義になっておるわけでございます。その六分五厘以内であるということとは、あのほうの利子補給との関係がございまして、六分五厘以内で貸し付けられるものに対して利子補給をする、こういう解釈でございます。したがつて、たとえば、国が利子補給をする以外に県や市町村がいたしますが、県や市町村がさらに利子補給額を増額して、六分にする、あるいは五分五厘にする、こういうことは、この以内で読む、こういうようにいままでの私どもの運用はやってまいつておるのでございます。

○稲富委員 そうしますと、国は、六分五厘以内ということになっておれば、その災害の状態によつては五分になり四分になる、三分五厘以内の場合には、三分になりあるいは二分五厘になるように、なるだけ行政指導においてこの問題を処理する、こういうような考えでありますか。

○松岡(亮)政府委員 行政府といたしましては、六分五厘以内で貸し付けられるものに対しては一分五厘の利子補給をする、三分五厘以内の金利で貸し付けられるものに対しては、国は三分九厘の利子補給補助をする、こういうことを明らかに定めておるわけであり

○稲富委員 ずいぶん異論のあるところでございすけれども、委員長との約束の時間が切れましたので、またいつかの機会を得まして、その機会にこの問題についてまたお尋ねいたしたいと思ひます。一応保留いたしまして、私の質問を終わります。

○稲葉委員長 大野市郎君。

○大野(市)委員 提案せられました雪寒道路交通の確保に関する特別措置法の改正案に対して質疑をいたします。

今回の豪雪によりまして交通が途絶したことによつて、予期せざる非常な経済的社会的諸条件の混乱が起きました。困惑をしたことは御存じのとおりであります。かねて当災害委員会においては、この大豪雪を契機としまして、民生の安定のために交通の確保の必要性を論じてまいつたわけであります。日もだいたいこのことでありまして、この機会に、建設省におかれまして、いかなうな交通確保の拡充措置を考えておられますか、この点に対して伺いたいと思ひます。法律の改正の機会でありまして、指定路線の拡充を住民は願つておるわけであり

が、その拡充の目標をどう考えておられるか、さらに、しからば指定対象路線の拡充の具体策はどうなつてゐるか。いろいろ時間の都合もありますので、まず、かねて問題になつておりましたこの点に對しまして、建設政務次官の御所信を承りたいと思ひます。

○松澤政府委員 端的にお答えをいたしたいと思ひます。

ただいまの諸条件に基づいて今回も皆さん方に御審議願つておる法案等を提出いたしました。同時にまた、財政当局等とも十分に打ち合わせいたしました。その趣旨に沿うように今日まで努力してまいりました。せっかく皆さんの努力等もございすので、この際議事録に明らかに載せておきたい、かようにも考えまして、いままですち合はせてまいつて建設省としてはぜひ今後やつていくという方向のものを讀み上げてみたい、かように思ひます。

第一番目には、指定対象路線の拡充をいたしまして、指定基準を引き下げることによつて雪寒の指定路線を一そ

の負担をできるだけ軽減するようにはかつていきたい。

なお、大きく二番目といたしまして、指定路線の拡充の目標といたしましては、以上の構想に基づきまして、建設省といたしましては次のような目標を立てまして、関係方面と打ち合わせして今日までやつてまいつたわけであり

その一つは、都道府県道以上の道路については、雪寒地域内に含まれる道路延長のうちその約七〇%、現在約五〇%くらいになつておりますが、七〇%くらいを目標にして指定路線を追加するような方向に努力していき

二番目としては、市町村道については、豪雪時の交通麻痺によつて民生の安定上重大な脅威を受ける市街地を対象に、街路網のうち、地形その他の状況に應じ、およそ五百メートルから一千メートルのブロックを構成する幹線街路網が確保されるように新たに指定するよう努力していきたい。

これに應じて、除雪機械の現行整備計画を改定して大幅に増強するとともに、新たに市町村にも適用するよう

に考えております。

○大野(市)委員 ただいま建設政務次官から、指定路線の拡充の具体策に對しての方針が鮮明にされましたので、われわれの希望の非常に大きな部分が前進したことを喜ぶものであります。が、御承知のように、今回の改正によつて、一級国道の三分の二、国庫補助が、予算にかかわらず実施される、そういう内容でございすので、この特例措置の法律も、その点においては首尾一貫して、直轄道路並びに補助道路ともに三分の二の国庫補助が約束されたわけでありまして、この点に對しては法律の内容として歓迎をするものであります。が、この法律の施行にあつて、運輸大臣との協議によつてこの指定路線を定める旨が第三条の規定にございすので、運輸大臣の意見を聞いた上で指定をするわけにございすから、この際運輸省御当局の指定路線に関する見解をたゞしておきたいのであります。

○大石(武)政府委員 大野委員にお答えいたします。

われわれ運輸省といたしましては、道路の主管大臣である建設大臣からそのような御相談があれば、喜んで御相談に應じまして、何でも民衆の便宜になるように考えてまいりたいと思ひます。

○大野(市)委員 この点、意見を聞いてという法文でありますから、御相談があるならばという表現をなさつたと思ひますけれども、内閣でありますし、したがつて、その意味においては責任は——意見を聞いてという法律ではまことにあき足らぬのでありまし

て、特に御承知のように、この施行令においては、政府部内において取り扱うことのできます施行令の内容は、交通量が問題になっておるのであります。交通量の多寡によってその判定を下すという施行令の内容もあることでありますから、この点については、道路行政の上において運輸省が陸運当局を握っておるわけで、バスの運行あるいは貨車、貨物トラック、乗用車、あらゆる分野の交通手段を掌握しておるわけでありまして、この点、もう一回、あなたの省としての御意見を

もって明確にしてみたい。
○大石(武)政府委員 お答え申し上げます。
実は本年当初のあの豪雪にあたりまして、私が政府の命によりまして現地を調査いたしました。いろいろ実情を見てまいりました。その実情につきましては、いろいろと運輸省内においてみんなに伝えまして、その覚悟のほどをいたしておるわけでございます。したがって、どうすれば一番民衆の役に立つかということにつきまして、全力をあげてその職責を果たしてまいりたいと思っております。法的には私詳しいことはわかりませんが、おそらく責任の中心は建設大臣にあると思います。そういう意味でありますから、御相談があれば何でもその御要求にしたがって善処いたしますというところを申し上げたわけでございますが、その法的な責任はいざ知らず、実際の仕事につきましても、もちろん、こちらがそのような必要性がある場合には、運輸大臣からも十分に建設大臣に御相談を申し上げまして、お互いに仕

事が一番うまくいくように、能率が上がるように働いてまいるというわれわれの考えでございます。

○松澤政府委員 ただいまの運輸政務次官のお話は、御承知のように、路面の活用、すなわちその運用が従来とも運輸省の所管だ、こういうふうになつておりますので、国家の財政的な部分から投資効率を考えるといたてまえのものにおいて、運輸省に建設省のほうからいろいろの面で御相談を申し上げる、したがって、運輸省のほうとしては、これに対してともに検討して、お互いにその実施の面に遺憾のないようにしていくという答弁だとはいまお聞きいたしましたのでありますが、いままで私たちのほうから運輸省のほうに御協議を申し上げましてお断わりをいただいたものは、少なくともこの雪寒道路法に関するものではござい

ませんが、なおかつ指定された路線以外においても、多数の住民がそこに居住をして交通をしておるのは間違ひありませんので、そういう意味合いから、自治省におかれては、住民の直接の福祉担当である関係から、特別交付税の制度をもつて今年の豪雪の事後処理をされたのでございしますが、この点に對して、住民の福祉のために特別交付税の必要性が災害時には特別交付税の予想されますので、この際自治省の政務次官からこの点に対する御見解を承りたい。

○藤田政府委員 先般の豪雪に際しましては、自治省としましては特別交付税三十七億を支出いたしまして、自治体の大体の御満足を得たと考えております。ただ、一部にいろいろ御批判がございました。是正をしたということもございまして、大体において自治体がいま申したいだけ程度の程度であつたといふふうには私たちが考えておるのであります。先ほど来御質問の雪寒特別法に基づく指定路線の拡充の問題、全く私たちも賛成でございます。これに伴います地方自治体の財政負担に關しましては、交付税法の規定にもあります。計上いたしまして、一般交付税として十分めんどろを見る体制でござい

○大野(市)委員 そこで承りたいのでありますが、自治省のほうのお立場は、ただいまの御答弁で、法律のたてまえから、一般住民自身に補助金助成がなされることは法制上むづかしいことも了解いたしますが、しかしながら緊急の場合には、市町村の需要に応じ

て、この法律の第四條に明記されておりますところ、三十七年度以降、毎期五カ年ずつ組み合わせにしてい

○大野(市)委員 その点は、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

○大野(市)委員 その点、両省において密接な連携を持って民生の安定をはかっていたらいいと思ひます。

たい、かように考えて、現在鋭意努力をいたしておる現況でございます。元来この積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する法律というものは、思想的には従来やもすると救済事業のようなものの方でやってまいって、おられたような懸念がなきにしもあらざる現況でございますが、私たちが考えましても、天然自然の現象から生まれた地域というものを、雪の降らない地域と同等な地域にすべきだという点から、これらのものが考えられていったものでございまして、したがって、現在の法それ自体から考えましても、私たち建設省といたしましてもまだまだ満足をおぼえておるものではなくして、皆さん方からまだ御提案にはなっていないようでございますが、われわれ行政部門において新たに考えていきたいというふうな点は、現在のこの雪害道路法は、いわば雪が降り、あるいは雨が降ったために路面が非常に悪くなった、その路面を改良するのだ、こういうふうな意味に主体性が置かれております。したがって、幅員を広げるとか、あるいは屈曲を是正するとかいうふうな部分まで残念にも考えられていないのであります。したがって、その幅員を広げるという場合は、地元の立場において土地の提供を願ったり、あるいは県の応援を得て土地の提供を願う、こういうようなことに相なっております。ところが、ここの豪雪地帯を見ますと、路面は直しましても、道路があまりにも狭いために除雪の機械が入っていけない、こういうふうなことはあまりにも如実に今日まで見せられてまいりました。こういうふうな点から考えますと、道路行政

をおあずかりしておる建設省側といたしましても、このままにはしておけないというたてまえのもとに現在検討を加えまして、できるならば、来たるべき予算のときにおきましても、行政措置として財政当局のほうとも十分に打ち合わせをしてそのような方向まで持っていかなければならぬのじゃないか、かように考えて、実は現在鋭意努力をしておるというのが現況でございます。私たちは、そういうふうな意味をもつて、雪の降る国も降らない国も平等なる交通が冬季節といえども確保できるようにしてこそ、道路行政をおあずかりしておる建設省としての責任を果たしていけるものと、かように考えております。

○大野(市)委員 実はこのたびの冬の指定路線の除雪の実施状況に對しましても、私の関知しておるところ、三万キロの指定路線の延長線に對して、現実に除雪計画が実行せられたのはわずかに七千キロであるということをお聞きしております。しかも現実の姿として、たゞいまも政務次官から、路面が狭いために除雪機械が入らないような場所があるから、それを拡張するなどの道路法自体の仕事も並行して進めたいということでありまして、そのことはわれわれは大歓迎であります。ぜひ実現をしてもらいたいのではあります。この措置法がありながら、路面が狭いために除雪機械が入らないところもあったというのでございますが、実は私どものほうに塩沢町石打というところがありますが、これは市街連橋地域であつて、ブルドーザーは入らないのであります。しかしながら、ショベルローダーとダンブカーの組み合わせによるなら

ばこれは除雪が可能なのであります。これは国道の七号線でありまして、開けねばならない道路なのであります。それがいわゆるブルドーザーしか頭になくて、連橋地区であるので、指定路線であるが、こゝは実行が不可能ですという実は県の道路課の答えでありましたので、私は、なぜそういう除雪機械の種類を考えて、その種類によつて除雪が可能かどうかを研究しないのかというのを申しました結果、今回はロータリーをそちらに振り向けまして除雪が成功したのであります。こういううぐあいで、せっかく法律がありながら、その工夫の足りないために除雪ができないということでは置かれたところがたくさんあります。これは機械の選択の工夫であります。

それから第二点は、金がもうなくなつたから、これくらいにしてくれという——これはたいへん影響するところが多いと思ひますので、仄聞ということにいたしますが、金がもうなくなつたから、雪をかくのはこれくらいにしてくれというので除雪を打ち切つた例も私は仄聞しておる。これは一体、予算にかかわらず三分の二の補助をするという第六条の規定がありながら、これを行政措置によつて押えておる。もしこれが仄聞でなくて事実であるとしたならば、財政当局はどのようにこれを考えておられるか。特に五カ年計画の実施にあつて、三万キロメートルの除雪が七千キロしか実施ができないという状況のときに、予算にかかわらずというのに、金が尽きたからというふうな行政措置がもしあつたとしたならば、その責任は、法律のたてまえからこれは法違反であると思うが、こ

の点に對しての大蔵当局の御回答をいただきたい。——委員長、大臣は無理でも、政務担当の政務次官は二人もいらっしゃるのに、重要な災害委員会にどういうわけで見えないのか、委員長からお聞き取りを願ひたい。

○稲葉委員長 すぐ聞いておきます。

○大野(市)委員 それまで答弁は保留に……。

○稲葉委員長 あとで答弁させましょう。それとも、主計局次長が見えておりますが、主計局次長では御満足がいきませんか。

○大野(市)委員 その答弁を聞いた上で判断いたします。

○澄田政府委員 ただいまの御質問の点であります。はなはだ御満足のいきかねる答弁かと思ひますが、実はこゝしの冬のときには私その仕事をやっておりません。そういう関係もございまして、的確には申しかねますが、ただいま御指摘のようなことがあつたすれば、それは三十六年に法が改正されました趣旨からいっても間違つていことだと思ひますし、あの場合除雪に對して全幅の努力をいたしておりました。予算の面でそれが制約になつたということは、われわれの立場からはなかつたというふうには聞いております。なお、今後の点につきましても、いま御指摘のようなことはあるべからざることでありますので、そういう点には十分努力いたすつもりであります。

○大野(市)委員 予算の面でもしそういうことがあれば間違つておるといふ主計局次長のお話でありますので、この点は明確にわかりました。そこで建設省のほうに伺ひますが、

建設省のほうでは、各県の道路課を通じて、予算面において資金がもはやないから、この辺で打ち切つてくれというふうな通達あるいは口頭による行政指導をされたか、されなにか、承りたと思ひます。

○松澤政府委員 こゝしの豪雪は、御承知のように、われわれがほんとに予期せざる大雪と言つていいのであります。当初より必ずしもこゝしの豪雪のために予算をとつておつたわけではございません。しかしながら、予算委員会等におきましても御答弁申し上げましたように、現況に即し交通を確保するというに全力を注ぐ、こういう意味をもつて、当時直轄並びに補助に對して、建設省担当分といたしましては、数字的な面はいまちょっと記憶がございせんが、たしか、当時御答弁申し上げたときには、二億数千万円を出した、こういうふうなことで記憶いたしておりますが、それ以来、私たちのほうに對しまして現地のほうから、費用がないから除雪をしないというふうな連絡もございせんし、また私たちのほうから、書面はもちろん、口頭をもつて、この辺で除雪はやめておけと言つたようなことは毛頭ございせん。

○大野(市)委員 これは仄聞でありますので、きょうはこの問題はそこまでいたしますが、明らかにしたものは、予算にかかわらず三分の二を補助することになっておりますので、それが希有の豪雪のために多額の資金が必要であつたことはわかるのであります。そういう場合の予算措置の問題は、災害予備費から出るものと思ひますが、主計局次長、いかがでしょうか。

○澄田政府委員 ただいま御指摘のような場合で必要な事態が生ずれば、それは予備費から支出することができず、

○大野(市)委員 最後に一点。そこで承りたいのは、閣議の決定によって、三十六年度を初年度として五カ年計画が樹立されておりますが、五カ年計画の樹立というような計画に対する毎年度の、第一年度は幾ら、第二年度は幾らという計画があるはずであります、この計画の実行に対して、それらがた

だいまの三万キロに対して七千キロしか実行できないという場合の行政的な責任はどんなふうになるものでありま

しょうか、一点伺いたいと思います。

○平井(學)政府委員 建設者といましては、いまの三万一千キロ余の雪

寒指定道路延長に対する予算の裏打ちという点につきましては、終始財務当

局と十分連絡をとっておりますけれども、この問題につきましては、やはり

この除雪その他の事業の単価の計算の問題、また単価が実際の後動いたと

いう問題もございますし、いろいろの事情もございまして、一がいに割り

切った数字が出ないのでございますけれども、私どもといたしましては、先

般の豪雪にかんがみまして、今後早急に単価等の問題につきましても――大

蔵当局と現に折衝をいたしておりますし、また、指定区間の真に必要なとこ

ろにつきましては、十分予算の裏打ちができますように、大蔵並びに自治省

と現在協議を進めております。

なお、指定区間の三万一千キロと申しますのは、建設大臣が運輸大臣の意見を聞いてきめする実交通量その他の事情を勘案して大きな網をかけた道

路でございまして、その中で、その年の雪によって、現実に除雪をすべきところ、したところ、こういうものを選びますので、完全には一致しませんが、確かに御指摘のように、三十七年は三万一千キロに対して七千キロ余しか除雪の実際の補助が行なわれなかったというような事態は、これは好ましいことではございませんので、来たるべき三十九年度の道路整備五カ年計画に際して、十分裏打ちができますように努力をいたすつもりでございます。

○大野(市)委員 私はしろうとでよくわからぬのですが、財政当局は、こういう五カ年計画を立ててやりました場合の実施についての予算の裏づけというものは、どのような見解でやられるものでしょうか。ただいまは、いわゆる基準単価がいろいろ変動したのでというような一例をあげられましたが、私は、その原因の一つとしては、除雪機械の台数が不足である、その三万キロの指定路線の除雪に対して不足であるというふうな、機械の台数の問題もあつたと思ひます。こういう点に対して、それを除雪するには何台要るかという、ある程度の根拠のある数字が計画の中にあつたと思ひますが、食い違ひは、台数が買いかねたのか、それともそのほかの原因でありますか、もう一回大蔵当局と建設当局の両方にこの点を承ります。

○松澤政府委員 お答え申し上げますが、いまのお話は、お聞きいたしておりますと、どうも除雪だけが中心になつて御質問があるようでございすが、もともとこの法は、御承知のように除雪も当然に含まれますが、その路

線を冬季節において交通が確保できるように道路それ自体を路面の改良をいたしまして、その上に立つて除雪をしていく、こういうふうなのがこの法の内容であつたと私たちは理解をいたしております。したがういまして、路面の改良と除雪をあわせて、そしてその指定区間というものを、ある一定の計画のもとに、五カ年計画なり、もしくは十カ年計画といったような一つの計画に基づいて実施をはかつていきたい。ただ、予算の許す範囲というふうなことがございしますが、その予算の許す範囲というものを削除したというふうな部分から、要求次第幾らでも出し得るのだ、こういうふうな御解釈になりますと、やはり国の財政のたてまえからいまして、必ずしもそのとおりにはいきかねるのじやなからうか、かように私は考えております。ただ御承知のように、予算委員会等においてもよく御質問等がございしますが、予算配分のときに、政府の部内におきまして、雪というふうな部内になりますと、何か救済事業をやっておるのだというふうな従来の政府部内における思想的な面があつたやにわれわれは受け取つてまいつたのであります。したがういまして、そういうふうなことではなくて、あくまでも、雪の降らない国も降る国も、平等なる日本国民としての立場を保持できるような立場を持つていくのだ、こういう趣旨のもとにおいてこの法をわれわれはつくつてまいつたものと、かように記憶をいたしております。したがういまして、そういうふうな部面から考えまして、その予算の配分のときに、いまのような救済思想というふうなことじや

なくて、極力そういうふうな部面を排除して、先ほど申し上げたような、雪の降らない国と平等な道路を一日もすみやかにつくつて、その上に立つて冬

季節交通が確保できるような除雪をあわせてしていこう、こういうたてまえのもとにやつていこうとしておるのであります。したがういまして、計画に基づきまして、極力そのような方針のもとに、政府側に立つておる者といましてはやつておる、かように私たちは理解し、また今後もそのような方式でやつていかなければならぬものだ、かように基本的には考えております。

○大野(市)委員 私が聞いたたいのは、それは金に限りがあることであるから、その理想一点ばかりも言えないでしよう。しかし、五カ年計画を立ててやるのですから、せめて三万キロという計画があるなら、その計画が実現できる必要があるのだ、その辺が私は一番重要問題だと思つてゐるので

す。幾らりつぱな法律ができて、計画は立つたが、計画の三分の一もできないのだというふうなことであつては、われわれは全く住民にうそをつくことになるのだ、われわれ審議に当たつた者としてはがまんがならぬわけですから。ただ、三十六年度にきまり、三十六年度の末に改正になつた法律でありますために、混乱があつたことは私もよくわかります。よくわかりますので、この辺のけじめが――それはもうやらなければならぬのでございましてという主計局の回答もここで明らかになつた。そうすると、どうしてもやはり計画が緻密でなければならぬと思うわけですが、この点に対しては、三十八年度中にこの計画を法律の内容に沿う

ように改正するという言明を道路局長からも得たわけでありますから、これらのことを根拠にして、この冬にか

く除雪計画に当たり、その計画が完全

に実行できるようにお約束ができるかどうか、これを最後に承りたい。

○松澤政府委員 どうもただいまの御質問を聞きますと、三万キロそれ自体が全部一挙に除雪され、一挙に道路が改良されるのだ、しかもそれは五年間でやるのだというふうに理解されるような気がするのでございすが、その三万キロというのは、先ほどの御質問の中にありました、運輸省当局といわばその道路の経済効果というものをかりまして、そして雪害道路としての指定路線、こういうふうな路線の延長量数的な面がいわば三万キロ、こういうのであります。したがういまして、その中で、やはり一定の国の予算のワクでございまして、総額的な国の財政の立場に立つて、そのうちどの程度五カ年間で道路の路面を改良し、そしてまた、最も近いところから、交通量の最もはなだしいと思われるところを重点的に除雪をしていこう。しかしながら、除雪の部面に至りますと、世界各国を見ましても、日本ほどおかれておる国はありません。先ほどお話になりましたように、ブルドーザー、ショベルドーザーといったようなものがあります。ブルドーザー、ショベルドーザーというのは、御承知のように、これは建設機械でございまして、決して除雪の機械ではないのであります。それを従来ともに日本ではあたかも除雪の機械のように活用してきたところに大きな間違いがあつた。よつて、建設省といたしまして

は、本年から、数十台にわたりまして、この除雪の機械等は専門機械を購入しよう、そしてこれを各県に配付しよう、こういうわけで計画を立てまして、着々その計画どおりにいま整備いたしてあります。したがって、いまの大野委員のお話のように、その目的のために全力を傾倒して、その三万キロのうち、五カ年計画のうちにはどの程度やるか、従来のような要領ではいけないので、三万キロのうちどの程度に進めるかというようなことは、来たるべき新しい意味においては、三十九年度を初年度とする、さつき申し上げたように、できれば五兆円、少なくとも四兆円以上の大きな道路計画に基づいた中において雪害道路の面を拡大強化して、しかもそれが実施できるように持っていかなければならぬものだ、同時に、冬季間における除雪はもちろん、それに付帯する大きい問題でございまして、道路を直すのが目的でなくて、冬季間における道路交通を確保するのが目的でございまして、それに沿う意味で除雪関係を進進していきたい、こういう考えのもとにわれわれは進めておるのであります。

○大野(市)委員 これは見解が違ふのであります、こうなんですよ。いまの路面の拡充とか、そういうふうないろいろな道路法自体のお仕事のほか、この雪害道路法の精神というものは、雪はその年によってどれだけ降るかからぬのですよ。しかしながら、この指定された路線の除雪はこれやるのだという約束ごとでできているのです。そこで、一ぺんには理想的な除雪ができないにいたしましても、五カ年計画に基づいて機械類もだんだん

ん買っていくという趣旨であることも了解しておるのです。一どきに降った雪を全部取れというのではないのですよ。しかるに、その計画を立てたにかかわらず、この場所は除雪をするんだといって住民に約束して、青い線で太く書いて発表したものの除雪ができない場所がある。これはそのときの雪の降り方によってたいへん費用がかかるんですよ。一ぺんで取れない場合がある。それで不確定な災害要素が入るのです。一般の確定した積算予算で組めないのです。だから、予算にかかわらずということで改正したのであります。計画から五カ年計画で順々にやるという精神はよく理解しておるのです。しかも、その内容を変更してもらいたいということも述べ、その事柄の約束も取りつけたのです。それは私は満足しておるのです。そこで三十九年度から新しい計画の閣議決定をせられるという考え方も私もはみ込んで三十八年度のこの冬はもうまた来るわけだ。三十九年度の一月の雪は、三十八年予算の実施中ですから、ほかの予算措置とちよつと違ふのですよ。私が心配するのは、ことしみたいに約束したものの除雪ができないというのでは、われわれは国民に申しわけがないから、この点、お金の問題で行き詰まるといふことのないように、金の問題も二億円足らずのものなんです。こういう意味で私は言っておるのです。ひとつその点は理解して、今年の雪は指定された路線については万全を期して除雪をするんだという言明を、実施者である建設省当局と、財政措置をせられる大蔵当局の両方の言明をいただ

ければ、私はこれで質問を終わります。○松澤政府委員 ごもつともだと思ひます。ただいま私が申し上げたのは、指定路線というのは、全面的な指定路線だということの意味で三万キロは出しておるのだ、こういうわけでありまして、あなたのいまおっしゃるものは、その中において除雪の実施計画としての路線が青線で引かれておるのにかかわらず、しかもそれに豪雪というやうな雪が降ったにかかわらず、実施ができなかった、そういうやうなことではいかぬじゃないかというやうな御質問でございまして、これはごもつともだと思ひます。そういうやうなところに対しては、三十八年度の豪雪の時期におきましては万遺憾のないやうに全面的に実施するやうに最大の努力をしていきたい、いわんや、予算的措置においても、ことし別に地域的に不足だからといったやうなことはなかったでございまして、一そう注意をいたしまして、そのやうなことをなすように持つていきたい、かように考えます。

ただ、一言だけ申し上げておきたいのは、先ほど申し上げましたやうに、現在のままの状態において決して雪害道路の面はよくなるものとは私たちも見ておりませんので、そこで、三十九年度においては一般の道路ですらも倍額以上になつていく、したがって、雪のほうに關するところの道路もしくは除雪というものは、非常におくれて出た関係もございまして、一般が倍でいくならば、雪害道路計画はその倍だけではとても追いつくものではないのだ、よつて十分な考慮を払つて、從來以上のスピードのもとに追っかける、かような方式でも持つていきたいという気持ちの表現として申し上げます。たいわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○澄田政府委員 ただいまの点であります、本年の場合は、御承知のやうに、まず保留をいたしておきました。算をもつてこれに充てまして、なお、先ほどから自治政務官のお話しになりましたやうに、特別交付税をもつて対処する、こういうことになつております。三十八年度の予算につきましても同様なことでありまして、もしこの冬の保留の費用をもつて充てる、そのれからさらに、先ほど申し上げましたやうに、もしどうしても必要なやうな場合には、予備費という方法もあるのでありまして、そういう意味におきまして万全を期したい、こう存じております。

○大野(市)委員 終わります。

○稲葉委員長 他に御質疑はございせんか。――なければ、これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○稲葉委員長 これより両案を一括して討論に入りますのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲葉委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

次に、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲葉委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両案に關する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後三時三十五分開議

○稲葉委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日本委員会に付託になりました内閣提出の豪雪に關して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に關する特別措置法案を議題とし、審査に入ります。

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に關する特別措置法案

特別措置法

国は、政令で指定する豪雪に際して地方公共団体が行なう学校その他の公共の施設で政令で定めるものの除雪事業（他の法令に国の負担又は補助に關し別段の定めがあるものを除く）に要する費用が平年に比し著しく多額である場合において、当該地方公共団体の財政事情等を勘案して特に必要があると認めるときは、当該除雪事業に要する費用について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

豪雪に際して地方公共団体が行なう学校その他の公共の施設の除雪事業に要する費用が著しく多額である場合において、特に必要があると認めるときは、国がその費用の一部を補助することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○稲葉委員長 まず、政府からその趣旨の説明を求めます。原田大蔵政務次官。

○原田政府委員 ただいま議題となりました豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に關する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

本年一月北陸地方を中心に発生した豪雪に際して、公共の施設の除雪事業に關し、地方公共団体において多額の費用を要したことにかんがみ、政府は、別途提案して御審議を願っており、まず積雪寒冷地域における道路交通の確保に關する特別措置法の一部を改正する法律案により、道路の除雪事業を一そう推進するとともに、道路以外の公共の施設の除雪事業についても、新たに国庫補助の道を開き、これによって地方公共団体の事業費負担の軽減に資するため、本法律案を提出いたします。

次に、本法案の内容について申し上げますと、国は、政令で指定する豪雪に際して地方公共団体が行なう学校その他の公共の施設で政令で定めるものの除雪事業で、他の法令に国の負担または補助に關し別段の定めがあるものを除き、これに要する費用が平年に比し著しく多額である場合において、当該地方公共団体の財政事情等を勘案して特に必要があると認めるときは、その除雪事業に要する費用について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一以内を補助することができるようにしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○稲葉委員長 以上で本案に対する政府の説明は終わりました。

○稲葉委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。稲村隆一君。

○稲村委員 いろいろな紆余曲折を経まして政府がこの法案を提出いたしましたことは、内容はいろいろ不満足な点もありますが、一歩前進するものとして歓迎するものであります。そこで、簡単にお尋ねしておきたいのであります。説明の中に「道路以外の公共の施設の除雪事業について」ということがありますが、道路以外というものはどういうものが含まれているか、これが第一であります。

第二は、「地方公共団体が行なう学校その他の公共の施設で政令で定める」云々とありますが、学校その他の中にはどういふものが入っているか、この二点についてお聞きをしたいと思います。

○原田政府委員 学校以外のものにつきましては、いわゆる社会施設と申します。保育所等のようなものであります。なお、事務当局よりその他のことについて答弁をさせます。

○相澤政府委員 「学校その他の公共の施設で政令で定めるもの」の内容についての御質問でございますが、的確にこれこれがこの法律でいう公共の施設になるという点につきましては、今後関係各省と話し合いをしなければなりません。ものも相当ありますので、現在の段階ではまだあまりはつきりと申し上げられませんが、一応考えておりますものは、学校のほか、公民館、図書館、体育館というような教育施設、それから養老施設、母子寮、養護施設その他の生活保護法ないし児童福祉法に基づくところの社会福祉施設といったようなものを考えております。

○稲葉委員長 他に御質疑はございませう。

せんか。——なければ、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○稲葉委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に關する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉委員長 起立総員。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案に關する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

〔参照〕

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七九号）に關する報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八二号）に關する報告書

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用

の補助に關する特別措置法案（内閣提出第一八四号）に關する報告書
〔別冊付録に掲載〕

昭和三十八年七月一日印刷

昭和三十八年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局